役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 2011 年度税制改正大綱－所得税・資産税の主な改正点－

2010 年 12 月 16 日に、2011 年度税制改正大綱が閣議決定されました。

所得税・資産税の主な改正点はつぎのとおりです。

1 相続税・贈与税の改正－課税強化と直系尊属からの贈与の負担軽減

1）相続税の非課税枠である基礎控除の縮小

20011 年 4 月からの相続・遺贈より、相続税の非課税枠である基礎控除額が縮小されます。

現　　行	改　正　後
5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人の数	3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数

(例)　A氏に配偶者・子 2 人がいる場合のA氏の相続時の基礎控除額は、つぎのとおりです。

現　行：5,000 万円＋1,000 万円×3 人＝8,000 万円

改正後：3,000 万円＋　600 万円×3 人＝4,800 万円

2）相続税・贈与税の税率

相続税・贈与税ともに、最高税率が 50%から 55%に引き上げられます。

改正後の税率は、2011 年 4 月からの相続・遺贈、2011 年 1 月からの贈与に適用されます。

3）相続税精算課税の適用範

相続時精算課税の適用で、2011 年 1 月から、贈与者の要件が 65 歳以上から 60 歳以上に拡大され、受贈者の要件で、20 歳以上の推定相続人に 20 歳以上の孫が加わります。

年齢要件は、贈与があった年の 1 月 1 日時点で判定します。

2 金融証券税制の改正－軽減税率適用期限の延長－

上場株式等のキャピタルゲイン・配当金の軽減税率 10%（所得税 7%・住民税 3%）の適用期限が、従来は 2011 年 12 月 31 日でしたが、2013 年 12 月 31 日と 2 年間延長されました。

この軽減税率の適用期限は過去の税制改正でも延長されてきましたが、2011 年度税制改正大綱では 2014 年 1 月より本則税率 20%（所得税 15%・住民税 5%）とすることが明記されています。

3 給与所得控除・役員退職給与の改正－高額給与の課税強化－

給与収入の所得税・住民税の非課税枠である給与所得控除の額は、年間給与収入 1,000 万円超の場合、年間給与収入額×5%＋170 万円で上限額はありません。

2012 年からの給与収入には上限が設定され、年間給与収入 1,500 万円超では一律 245 万円となります。

役員給与では、年間給与収入 2,000 万円超では、245 万円から減額されることとなり、年間給与収入が 4,000 万円超では、一律 125 万円となります。

退職金は、退職所得控除額を控除した金額の 2 分の 1 が所得税・住民税の課税対象となる優遇措置がありますが、2012 年以降は、在任期間 5 年以下の役員の退職金については優遇措置が廃止されます。

また、住民税での退職金に係る税額の 10%の税額控除制度は、2012 年の退職金から廃止されます。

お見逃しなく！

納税者の申告税額の減額を求める権利である「更正の請求」の期限は、現行では法定申告期限から 1 年ですが、2011 年 4 月以降に法定申告期限が到来する申告に関しては、所得税・相続税は 5 年、贈与税は 6 年と延長されます。2011 年 6 月以後の更正の請求では、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が義務付けられます。

© Taiyo ASG Group. All rights reserved.